

法人向けサービス利用契約書

(レシート家計簿 法人プラン)

本契約書は、サービス提供者（以下「甲」という）と、本サービスの利用を申し込む法人（以下「乙」という）との間において、レシート読み取り・家計簿サービス「レシート家計簿法人プラン」（以下「本サービス」という）の利用に関する条件を定めるものです。

第1条 目的

本契約は、甲が提供する本サービスを乙が利用するにあたり、両者の権利義務を明確にし、円滑なサービス利用を実現することを目的とします。

第2条 サービス内容

甲は乙に対し、以下のサービスを提供します。

- レシート画像のAI解析および家計簿データへの自動記録
- 収支・グラフ管理機能（iOSアプリおよびWebアプリ）
- CSVエクスポート機能
- REST APIへのアクセス（APIキー発行を含む）
- メール優先サポート（営業日3日以内の回答を目標とする）

2 サービスの仕様は、甲の判断により変更することがあります。重要な変更を行う場合は、乙に対して30日前までに通知します。

第3条 利用料金および支払い

利用料金は月額金3,980円（税別）とします。

2 支払い方法は、甲乙協議の上、クレジットカード払い・銀行振込・請求書払いのいずれかとします。

3 請求書払いの場合、甲は毎月末日に請求書を発行し、乙は翌月末日までに指定口座へ振り込むものとします。振込手数料は乙の負担とします。

4 支払いが期日を超えた場合、甲は年率14.6%の遅延損害金を請求できます。

第4条 利用上限

本プランにおける利用上限は以下のとおりとします。

- レシートスキャン：月10,000件まで
- 一括読み取り：1回あたり枚数制限なし

2 上限を超えた場合、甲は乙と協議の上、追加料金または利用制限を設けることができます。

第5条 契約期間

本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とします。

2 期間満了の30日前までにいずれかの当事者から書面による解約の申し出がない場合、同一条件でさらに1年間自動更新されるものとし、以後も同様とします。

第6条 APIキーの管理

甲は乙に対して、本サービスへのアクセスに必要なAPIキーを発行します。

2 乙は、APIキーを厳重に管理し、第三者に開示・譲渡・貸与してはなりません。

3 APIキーの漏洩または不正使用が判明した場合、乙は直ちに甲に報告し、甲はAPIキーを無効化・再発行します。漏洩に起因する損害の責任は乙が負うものとします。

第7条 データの取り扱い

甲は、乙および乙のユーザーが入力したデータ（以下「利用データ」という）を、本サービスの提供目的以外に使用しません。

2 甲は、利用データを第三者に提供しません。ただし、法令に基づく場合を除きます。

3 甲は、利用データの保護に合理的な安全管理措置を講じます。ただし、完全なセキュリティを保証するものではありません。

4 契約終了後30日以内に乙から申請があった場合、甲は利用データをCSV形式で提供します。その後、甲は利用データを削除します。

第8条 禁止事項

乙は、以下の行為を行ってはなりません。

- (1) 本サービスの逆コンパイル、リバースエンジニアリング
- (2) 本サービスを利用した第三者へのサービス再販・転貸
- (3) 法令または公序良俗に反する目的での利用
- (4) 甲または第三者のサーバー・インフラへの過度な負荷をかける行為
- (5) その他、甲が不適切と判断する行為

第9条 免責事項

甲は、以下の事由により生じた損害について責任を負いません。

- (1) 天災、通信障害、第三者による不正アクセス等の不可抗力
- (2) 乙の機器・ネットワーク環境の不具合
- (3) 第三者サービス（AI APIを含む）の障害・仕様変更

2 甲の損害賠償責任は、当該事由が発生した月の利用料金を上限とします。

第10条 秘密保持

甲乙は、本契約に関連して知り得た相手方の技術上・営業上の情報を、相手方の事前承諾なく第三者に開示・漏洩してはなりません。

2 本条の義務は、契約終了後2年間存続します。

第11条 契約の解除

甲または乙は、相手方が以下のいずれかに該当した場合、催告なく本契約を解除できます。

- (1) 本契約に違反し、相当期間内に是正されないとき
- (2) 支払いを3ヶ月以上怠ったとき
- (3) 破産・民事再生等の申立てがあったとき
- (4) 反社会的勢力と関係があると判明したとき

2 甲は、30日前の書面通知により本契約を任意解除できます。この場合、残存期間分の利用料金を日割り精算のうえ返金します。

第 1 2 条 準拠法・管轄裁判所

本契約は日本法を準拠法とします。

2

本契約に関する紛争は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 1 3 条 協議事項

本契約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し解決します。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

	甲（サービス提供者）	乙（契約法人）				
締結日	年 月 日	年 月 日				
住 所	〒	〒				
氏 名		<table><tr><td>会社名</td><td></td></tr><tr><td>代表者名</td><td></td></tr></table>	会社名		代表者名	
会社名						
代表者名						